

高知県立農業担い手育成センター就農研修指導等委託業務プロポーザル審査要領

高知県立農業担い手育成センター就農研修指導等委託業務プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「高知県立農業担い手育成センター就農研修指導等委託業務プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は各委員100点（審査委員5名で500点満点）とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- | | |
|-----------------|-------|
| (1) 研修指導に関する事 | (20点) |
| (2) 研修生募集等に関する事 | (10点) |
| (3) ほ場管理に関する事 | (20点) |
| (4) 農機具管理に関する事 | (10点) |
| (5) 出荷物精算事務業務 | (10点) |
| (6) 業務の実施体制等 | (10点) |
| (7) 人材確保・育成方法 | (10点) |
| (8) 見積額 | (10点) |

3 審査委員会

- (1) 参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うため、審査委員会を開催します。その場合において、事務局は、審査委員会開催の日時、場所、各参加者の説明時間、順番等を速やかに参加者に通知します。
- (2) 参加者のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書及びプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、別紙「高知県立農業担い手育成センター就農研修指導等委託業務プロポーザル審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) 参加者から提出された企画提案書の内容を審査し、審査票により審査・評定を行います。
- (4) 全ての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (5) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。経費見積においても、なお同順位の者が複数いる場合は、業務の実施体制等の点数の高い者を候補者とします。
- (6) 上記(4)、(5)にかかわらず、総合得点が300点未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。

(別紙)

高知県立農業担い手育成センター就農研修指導等委託業務プロポーザル審査基準

大項目	審査の項目	審査の視点	配点
提案事項	研修指導に関する事 こと	<効果的な技術指導が見込めるか> ・研修目的に沿った農業技術を身につけられる研修内容が提案されているか。 ・職員の指導を補助し、研修生に適切な栽培技術のアドバイスができるか。	20
	研修生募集等に関する事 こと	<円滑な研修生募集が可能か> ・ホームページ及びSNSの更新のための素材収集ができるか。 ・電話での研修受付や研修当日の受付ができるか。	10
	ほ場管理に関する事 こと	<業務の理解度> ・ほ場管理等の重要性を認識しているか。 ・農作業時の安全管理に配慮されているか。 ・計画的・効率的に作業ができるか。	20
	農機具管理に関する事 こと	<農機具の効果的利用> ・計画的・効率的な農機具利用が図れるか。 ・使用時の安全管理が確保されているか。 ・農機具操作・整備能力を有しているか。 ・農機具の点検・保守に配慮されているか。	10
	出荷物精算事務業務	・出荷伝票及び売買仕切書から生産伝票、生産物管理簿等を作成し、提出できるか。	10
組織事項	業務の実施体制等	<人材の配置> ・業務実施の考え方あるいは方向性の整理は適切であるか。 ・各業務に配置予定の人材は、求める要素を満たしているか。 ・総括責任者は業務内容に習熟し、また調整能力を有しているか。 ・業務量に見合った人員を有しているか。 ・休暇時の代替職員の確保及び緊急時の対応が適切であるか。 ・人材は農業あるいは農作業の経験を有しているか。また、農業を人に教えた経験があるか。	10
	人材確保・育成方法	<習熟度及び品質の向上> ・業務の習熟度、技能向上の重要性が認識され、そのための方策が具体化されているか。 ・労働安全及び個人情報保護等への取組を大切にしているか。 ・安定雇用のための方策は現実的か（待遇、ローテーション等）。	10

コスト面	見積額	<p data-bbox="512 152 895 188"><安価性及び金額の妥当性></p> <ul data-bbox="512 197 1061 315" style="list-style-type: none"><li data-bbox="512 197 735 232">・金額は適当か。<li data-bbox="512 241 1061 277">・労務費の単価は、適正なものであるか。<li data-bbox="512 286 1002 322">・安定雇用が実現できる積算内容か。	10
------	-----	--	----